

◇===== [ 第 7 号 ] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2018年11月1日

◇=====◇

秋も深まってきました。今年の冬は暖冬傾向だと気象庁の長期予報では言っております。やはり温暖化の影響は徐々に進んでいるのかもしれませんが。

アメリカ合衆国の副大統領を務めたアル・ゴア氏が「不都合な真実」を世に出したのは2006年でしたが、その第二作「不都合な真実2 放置された地球」が昨年公開され、今月日本でもDVDが発売されます。既に予約された方もおられるかもしれませんが。トランプ大統領などは温暖化を嘘っぱちと決めつけていますが、自分の意に沿わないからと言って現実を無視するわけにはいかないのです。大切なことは他人の意見に耳を傾ける事と、自分自身の頭で考える事。ぜひあなたも。

□===== [理論解説] =====□

今回から数回にわたって、唯物論的社会契約論を基礎にすればどのような経済の仕組みが提唱できるのか、という内容でお話を進めたいと思います。初回として、まずは唯物論的社会契約論がどのような経済実態を実現しようとするのか、大ざっぱに述べることから始めます。

前回の月報でも触れましたように、今日の経済の仕組みは商品の等価交換を前提とする市場経済でありながら、労働力という商品についてのみ不等価交換が行われているということによって社会的な不均等(格差)が生じるものとなっています。マルクスはこの労働力という商品の不等価交換を「搾取」と呼びましたが、どちらかというところ「詐取」に近いのではないかと思います。その詐欺行為の道具が「自然権説(今日の基本的人権論)」であることは前回述べた通りです。

唯物論的社会契約論は、経済の仕組みとしてこの不等価交換を排除することで、健全な市場経済を維持・運営することができると思います。既に申し上げたように唯物論的社会契約論は社会主義思想の一つですから、この理論に基づいて構築される経済の仕組みは社会主義経済と呼ぶのが妥当です。こういって「社会主義経済は計画経済(統制経済)で、それは既に破綻したのではないか」と思われる方も多いかと思いますが、別に社会主義経済だから計画経済あるいは統制経済であるというわけではありません。

確かに旧ソ連の計画経済制度は破綻しましたし、現在の中国経済も開発独裁であるとして社会主義経済とは言えないと批判する論評もあります。しかし社

会主義経済を論じるうえで要になるのは、労働力を商品として扱うことで生じる不等価交換を認めるか否かという点、つまり労働力の搾取（あるいは詐取）を禁じるか否かという点こそが社会主義経済といえるかどうかの指標であるという事なのです。

計画経済あるいは統制経済について言えば、人類の生の再生産活動の総体である経済を計画したり統制したりできると考える事には明らかに無理があります。そういった手法で経済を運営しようとするれば、とおからず破綻するのは当たり前といえば当たり前でしょう。旧ソ連など70年近くも良くもったものだと感心してしまいます。やはり自由市場による柔軟な経済運営に勝るものはないのでしょ。そこで現在の自由市場経済の仕組みは特に変えず、労働力の不等価交換を廃止する方法を考えればよいのではないかという発想が生じるのは事の成り行き上妥当なことかと思えます。

問題はその方法ですが、実は単純なことなのです。要は不労所得を禁止すればよいわけで、具体的には全ての利子（利子の一種である株式の利益配当も含む）の禁止、地代の禁止を法制化すれば済みます。これが第一の変革です。それで何が変わるのか、概観してみましょう。

まず最も大きな影響を受けるのは金融機関です。金融機関の利潤は貸付金に対する利子そのものなのですから、これを禁止されるということはその存在の基盤そのものが破壊されるわけで、企業として存続することはできなくなります。また一般企業もその存在形態を大きく変えざるを得なくなります。株式を発行して資金を集めることができなくなるからです。そのまま放置すると企業は生産活動そのものができなくなり、倒産してしまいますね。

しかしその点を心配する必要はありません。民間の金融機関に代わって、国有銀行が企業活動に必要な資金を無利子で提供することになるからです。この点について言えば、すべての金融機関（一部の個人向け貸金業を除く）は国有化されて存続することになります。企業は現在受けている融資をそのまま利用して従来通りの生産活動を続けることができます。しかも金利負担が不要になるので、いまよりも経営は少しばかり楽になると思われます。

ただしそのままですと企業の内部にはどんどん利益が集積してしまうことになります。いまでも企業の内部留保は日本の国家予算の数年分に上ると言われていますが、企業のこれらの儲けはどうなるのでしょうか。

そこでこの企業の儲けたお金を社会に還元する方策が必要になります。そこで提案されるのが第二の変革です。新しい経済の仕組みの下では、法人税は100%となります。つまり企業が儲けたお金はそのまま国庫に入ることになるわけです。一部で誤解されている向きがあるようですので断っておきますが、企業で働いている人たちのお給料は、企業の儲けから出されているわけではあり

ません。企業の儲けというのは、全売上高から必要な経費を支払った残りのことで、会社員のお給料はその経費に含まれているのです。ですから企業の儲けというのは会社にお勤めの方のお給料を払った後でさらに企業の手元に残っているお金だということです。

その儲けですが、今日では株主や金融機関への配当や利息として流れているのですが、それがすべて国の財源になるわけです。企業で働いている人々としては余ったお金を全部国に持って行かれるというのは、それはそれでは面白くないでしょうから、できるだけ社員・従業員に分配するようにしましょう。つまり勤労者・国民の収入が大幅に上がります。また部品や材料を調達している取引先の中小企業にたいする製品単価も引き上げられるようになるでしょう。中小企業としても製品単価が安いと経営が苦しいわけで、発注元の企業内部の利潤追求という圧力がなくなれば、当然取引単価の引き上げも十分可能になります。

なおこの点に関して言えば、同じような製品を製造する中小企業間で価格カルテルを結ぶことも良いのではないかと思います。いまの経済の仕組みの下では価格カルテルは独占禁止法違反ということになるのですが、そもそも独占禁止法は不当な価格操作で一部の企業が儲けすぎないように規制するのが目的の法律です。しかし企業が儲けたお金が全て国庫に入るとすると儲け目的の価格協定は意味がなく、むしろ同業種間での過当競争を避けて、生産活動を安定させるという目的で行われることになると思います。それを規制する必要はないかもしれません。

一方で、働く人々の収入はどうなるのか。この点で大きな役割を果たすのが最低賃金制度です。現在も存在する最賃制度は新しい経済の仕組みの中で、非常に重要な役割を果たすこととなります。これを国民生活の基準とすることで、すべての国民の安定した生の再生産を保障することができるようにするのです。実にこのことこそが社会の運営機関である国の最大の役割となります。

当面残ることが想定される職種間の収入格差などについては、所得税の累進課税などで対応することも必要ですが、生活することが困難な国民という存在はこの最低賃金制度によって日本にはなくなると断言できます。

次回からは、社会的必要労働部門の位置づけ、技術革新と企業の倒産、外国との取引の問題などについて順次述べていくことにします。

□=====□

●===== [ 時事批評 ] =====●

「エコノミー(economy)」の訳語は「経済」でいいのだろうか、という疑問を持っております。この件については神戸大学 経済経営研究所の井澤秀記教授が、2011年6月の同研究所のニュースレターのコラムにかかれています。文書があります

(<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/newsletter/column/pdf/column103.pdf>)。

それによるとエコノミーの語源はギリシャ語の”οικονομία”だということです。手持ちのレキシコンはミディアム版なので”οικονομοσ”（オイコノモス。男性名詞、家を管理するもの）しか見当たりませんでした。いずれにしても家政から派生した言葉であることは解りました。

一方、経済の語源は「経世済民」でその意味としては「世を経(おさ)め、民の苦しみを済(すく)うこと」と記されています。もう少し詳しいことを言えば、「経」という漢字は経(たて)糸のことで、高低を均すという意味があるそうです。つまり今日でいえば格差是正ということで、自分の家の利益を最大限図ろうという家政学的な意味のエコノミーと経世済民の経済とは正反対の言葉ということになります。

これは明らかに誤訳ではないのか。誰がこんな誤訳をしたのかということですが、井澤教授はそれが福沢諭吉だったと述べておられました。あ、なんとなくわかる(^^)

今自国中心主義の政治家が、自国の利益だけを求めて横暴勝手な経済政策を打ち出していますが、歴史的に見れば逆行に他なりません。自分の国の、それも一部の金持ちの為に政治を行い、他国の人びと、特に困難な状況におかれている人々を犠牲にしてもなんとも思わない政治家が次々と登場する。それはそうした主張を国民が支持するからなのですが、彼ら国民は明らかに自分の頭では物事を考えていないのではないか。経済や社会の在り方のそもそも論が今ほど求められている時代はないと、いささか焦りを感じながら切実に思います。

●=====●

次回の発行は12月1日を予定しております。